

5章 | 開発の歩みと 普及への取組み

5-1 ETC導入の目的と歩み

(1) ETC開発の基本的要件

日本の有料道路は、道路4公団（現高速道路6社）や地方道路公社等、複数の有料道路事業者によって全国的なネットワークが形成されているうえ、課金方式も対距離料金制度と均一料金制度とが混在し、さらに車種区分によって料金が異なる等、複雑な料金体系となっている。このため、利用者が有料道路事業者や料金体系等の違いに煩わされることなく、全国共通のサービスを受けられるように、建設省と道路4公団はETC開発の基本的要件を以下のとおり設定し、各道路管理者間で互換性と共通性のあるシステムを相互に協力し、研究開発を行ってきた。

- ①すべての有料道路で共通利用が可能であること
- ②対距離料金制及び均一料金制の両方に対応可能なこと
- ③前納方式及び後納方式の両方に対応可能なこと（現在は後納方式で実施）
- ④利用の確認ができること
- ⑤全車種に適用可能であること
- ⑥高いセキュリティを有すること
- ⑦利用者のプライバシーが確保できること
- ⑧ETC車載器とICカードは安価で早期の普及ができること
- ⑨通信技術、情報処理技術に高い精度を有すること
- ⑩既存の料金收受システムの活用が可能であること

(2) ETCの研究開発

1) 共同研究の実施

平成6年9月に研究開発の実施主体として、建設省と道路4公団からなる「ノンストップ自動料金収受システム共同研究推進委員会」が設置され、本格的な研究が開始された。その後、同委員会において国内外の民間企業からの提案を公募し、10者の共同研究者は、それぞれが個別に独立・並行して建設省及び道路4公団と共同研究を行った。これらの成果は、平成8年8月8日に共同研究報告書として公表（記者発表・資料公開）された。

その後、共同研究で得られた結果を基に、平成8年11月～12月にかけて、建設省土木研究所において基本的なシステム構成や模擬料金所を設置した交通運用に

関する検証を行うための実験が行われた。

(3) ETC導入の歩み

1) 料金所でのETC試験運用

平成9年3月から1年間、均一料金制の小田原厚木道路の下り小田原料金所（箱根方面行）にETC路側機器を設置し、管理車両やモニター車両等の試験車両による試験運用が実施され、その効果並びに走行上の安全性、円滑性への影響等が検証された。

また、平成9年12月からは、東京湾アクアラインの木更津本線料金所において、管理車両や路線バスをモニターとして、対距離料金制入口車線における走行の安全性・円滑性の確認及び大型車両に対する路側機器機能の確認等の試験が行われた。



小田原厚木道路における試験運用



東京湾アクアライン木更津本線料金所における試験運用

5章 開発の歩みと普及への取組み

2) ETCの試行運用

平成12年4月24日から、日本道路公団の東関東自動車道や京葉道路等の千葉地区及び首都高速道路公団の一部の料金所で一般モニター（最終モニター数：約36,000）によるETCの試行運用が開始された。



試行運用実施箇所（平成12年4月）



東京湾アクアライン木更津本線料金所における
ETC試行運用開始（平成12年4月）

また、同年6月からは沖縄自動車道の7カ所の料金所において日本道路公団関係車両等による試行運用が開始され、さらに12月からは阪神高速道路公団の湾岸線料金所（8カ所）で一般モニターによる試行運用が開始された。

これら試行運用により明らかになった諸問題（利用者のヒューマンエラー、電波反射等による通信エラー、発進制御棒の耐久性・接触事故対策、一般車両の誤進入対応、車両検知エラー、二重課金・誤課金対策等）については、その対策に取組み、その結果として料金所での停止処理台数や誤進入台数の低減等が図られた。

3) ETCの本格運用

平成13年3月30日、日本道路公団の千葉地区7路線の45料金所、沖縄地区の7料金所及び首都高速道路公団の一部（11料金所）で、ETCの一般運用が開始された。

同年7月23日には、東名高速道路、名神高速道路等の関東地区（32料金所）、中部地区（16料金所）、関西地区（35料金所）において一般運用開始が追加され、合わせて146カ所の料金所でETCの利用が可能となった。

その後、順次利用可能料金所が拡大され、同年11月30日には、全国的高速道路ネットワークの616カ所の料金所までETCの利用が可能となった（日本道路公団の538料金所、首都高速道路公団の62料金所、阪神高速道路公団の16料金所）。



常磐自動車道三郷料金所 運用開始（平成13年11月）

平成17年4月には道路4公団のほぼすべての料金所である全国1,261カ所の料金所においてETCの利用が可能となった（日本道路公団931カ所の料金所、首都高速道路公団164カ所の料金所、阪神高速道路公団131カ所の料金所、本州四国連絡橋公団35カ所の料金所）。

5-2 普及促進及び利便性向上の概要

(1) 普及促進の主な施策

ETC導入当初は、車載器の購入費用やETCカード発行の手続きの煩雑さから普及が鈍かったが、国や有料道路事業者は普及促進策を実施し、ETC認知度向上の広報活動を行った。その結果、ETCの利便性や車載器価格の低廉化により普及が進み、現在では不可欠な社会インフラとして定着している。

以下に主な普及促進策を示す。

1) ETCが利用可能な料金所の拡大及びETCレーンの増設

各有料道路事業者は、平成13年3月の一般運用開始以降、順次ETCが利用可能な料金所の設置を拡大し、利用者の利便性向上を図った。その結果、同年11月には全国的高速道路ネットワークでETC利用が可能となり、さらに平成17年4月には道路4公団のほぼすべての料金所でもETCが利用可能となった。また、ETC利用率の向上に合わせて、ETCレーンの増設も行われた。一方、地方道路公社でもETCが利用可能な料金所の設置が積極的に推進され、現在では、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社の指定都市高速道路公社、そして16の地方道路公社等が管理する有料道路でETCが利用可能となっている。

2) 多様なETC料金割引の実施

平成13年11月に開始した「ETC期間限定特別割引」を皮切りに、国及び有料道路事業者により、時間帯による割引や特定区間による割引、ETCマイレージサービス等様々なETC料金割引制度が実施された。さらにハイウェイカードの廃止や、別納割引に代わる大口・多頻度割引への移行等も行われ、これらの割引制度の拡充により、ETC利用のメリットが増し、普及が大きく伸びることとなった。

3) 車載器助成制度等の実施

車載器を購入する際の初期費用の割高感を軽減するため、「ETCモニター・リース等支援制度」等の車載器導入費用の一部を助成する制度や「ETC普及促進キャンペーン」としてセットアップ費用の一部を還元する施策等が国土交通省や有料道路事業者等により実施された。

4) ワンストップサービスの実施

ETCカードの申込み、車載器の購入・セットアップ等の各種手続きの煩雑さを軽減するため、「ワンストップサービス」として、ETCカードの取得から車載器の購入、取付・セットアップまでを1カ所で行えるサービスをパーキングエリアや駐車場等において平成18年3月から展開した。

ワンストップサービスの実施は少なくなっているが、最近では令和6年2月にNEXCO西日本が、沖縄でのETC利用率向上を目的として、沖縄県内2カ所にてそれぞれ週末の2日間、「ETCワンストップキャンペーン」を実施した。

5) ETCパーソナルカードの導入

クレジットカード契約をしない利用でもETCを利用できるように、平成17年11月より高速道路会社6社が共同で「ETCパーソナルカード」の発行を開始した。ETCパーソナルカードの利用者は、申込み後、デポジット（保証金）を預託し、利用した通行料金は預金口座等から1カ月単位で引落としとなる。

6) 二輪車ETCの開発と導入

平成12年度から二輪車ETCの導入に向けた課題整理が行われた。その後、「車載器の防水・防塵・振動耐久性等の技術的課題」や「安全性、走行形態、エラー時の対応などの運用上の課題」等をテストコースでの実車走行実験により確認し、まずは運転技術が高い特定のモニター（警視庁高速道路交通警察隊、バイク便ライダー等）を対象として平成17年6月から試行運用を実施した。この試行運用を通じて、安全性や通信機器の動作等に問題がないこと、二輪車ETCの通行方法が確立したこと、二輪車用ETC車載器の販売・取付体制が確立したことから、平成18年4月から一般ライダーによるモニター参加の試行運用を行い、平成18年11月からは本格運用を開始したことで、二輪車でもETCの利用が可能となった。

7) スマートインターチェンジの導入

国土交通省は、既存の高速道路の有効活用、地域生活の充実、地域経済の活性化の推進のため、低コストでの導入が可能となるスマートインターチェンジ（ETC専用のインターチェンジ）を検討し、平成16年度から各地の自治体と協力して社会実験を開始した。社会実験を通じて安全性、採算性及び必要性等の確認を行い、平成18年10月に全国18カ所にてスマートインターチェンジの本格運用が開始された。その後、スマートインターチェンジの設置が全国で進んでいる。

5章 開発の歩みと普及への取組み

8) ITSスポットサービスからETC2.0サービスへの移行

従来のITSスポットサービスはETC2.0サービスとして拡充され、安全運転支援、渋滞回避支援、災害情報支援に関する情報提供に加えて、プローブデータを活用した「特殊車両通行許可簡素化制度（特車ゴールド）」（平成28年1月25日より）、「特殊車両通行確認制度」（令和4年4月1日より）等のサービスも提供されている。また、ETC2.0車載器を搭載した車両の通行料金を割引く、ETC2.0割引も平成28年4月1日より圏央道等にて、令和3年5月1日より東海環状道にて実施されている。

(2) 過去に実施していた主なETC割引制度

1) ETC期間限定特別割引

ETC期間限定特別割引は、平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間で登録受付していた割引制度で、事前登録した利用者が割引適用期間内に日本道路公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団が指定する高速道路等を利用した場合、通行料金の20%を割引いた。

なお、各利用者の公団ごとの割引累計額が10,000円に達した時点で、割引適用は終了となった。

2) ETC前払割引サービスと「ハイカ・前払」残高管理サービス

ETC前払割引サービスは、あらかじめユーザー登録し、前払金を支払うと、申込単位に応じた利用可能金額分を高速道路等の通行料金の支払いに利用できるサービスである。平成14年7月5日より登録受付が開始となり、同年7月19日より割引適用が開始された。

申込単位金額と利用可能金額

申込単位	利用可能金額
10,000円	10,500円
50,000円	58,000円

なお、ETC前払割引サービスは平成17年12月20日をもって、前払金（積増し）の受付を終了し、「ハイカ・前払」残高管理サービスへと名称及びサービス内容が変更している。「ハイカ・前払」残高管理サービスは、廃止となったハイウェイカードの残数をETCで利用するためのサービスで、ETC前払割引サービスの

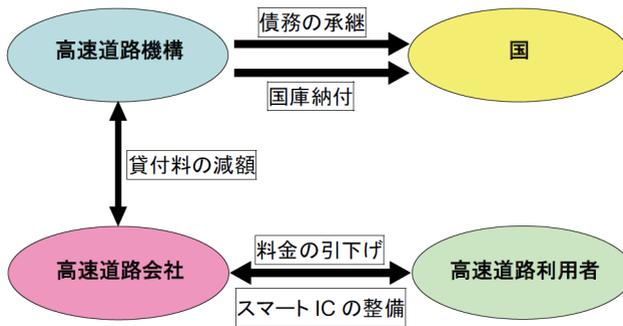
前払金残高も利用できる。高速道路等でETCを利用すると、その都度、利用可能残高から、当該通行料金が差引かれる。平成25年1月27日をもってハイウェイカード残数のETCへの付替えサービスが終了し、「ハイカ・前払」残高管理サービスは平成28年3月31日をもって終了した。

3) 高速道路利便増進事業

ETC割引には、有料道路事業者が独自に導入している割引以外に、高速道路利便増進事業として、国の政策で実施された割引がある。

高速道路利便増進事業とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」という）。の債務の一部を国の一般会計に承継することにより、高速道路料金の引下げとスマートインターチェンジの整備を行った施策である。一般会計への承継により債務が減少した高速道路機構は高速道路会社への貸付料を減額し、これにより高速道路会社が料金の引下げやスマートインターチェンジの整備等を実施した。

平成21年3月までに総額約3兆円の債務が一般会計に承継されたが、その後、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年5月制定）」により、平成24年3月31日までに高速道路機構から2,500億円が国庫に納付され、高速道路利便増進事業は残余額にて実施された。



高速道路利便増進事業の概要

出所：高速道路機構ホームページ

なお、高速道路機構及び各高速道路会社が実施した高速道路利便増進事業計画の詳細については、以下のホームページを参照。

(高速道路利便増進事業に関する計画一覧)

<http://www.jehdra.go.jp/ribenzoushin2903.html>

5章 開発の歩みと普及への取組み

4) NEXCO3社のETC時間帯割引

NEXCO3社によるETC時間帯割引は、有料道路事業者として独自に実施する割引（深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引）に、利便増進事業として国が実施する割引（緊急総合対策、生活対策）が加味された2階層構成となっている時期があった。

また、対象となる有料道路を「地方部区間」と「東京・大阪近郊区間」に区分して割引を実施されたものもある。

①通勤割引

平成17年1月11日に日本道路公団により導入された割引で、6時～9時または17時～20時の時間帯に割引対象道路の入口料金所若しくは出口料金所をETC走行すると、車種・曜日に制限なく、地方部区間の100km以内の走行で午前・午後それぞれ1回に限り料金が約50%割引された。東京・大阪近郊区間は本割引の対象外とされた。また、走行距離が100kmを超えた場合は本割引の対象外であったが、平成21年7月8日より100kmを超えた場合でも100km分は約50%割引となる緩和措置が実施された。

②早朝夜間割引

平成17年1月11日に日本道路公団により導入された割引で、22時～6時の時間帯に割引対象道路の入口料金所若しくは出口料金所をETC走行し、かつ東京・大阪近郊区間を1区間以上含んでETC走行すると、車種・曜日・利用回数に制限なく、料金が約50%割引された。ただし、走行距離が100kmを超えた場合は本割引の対象外とされた。

③緊急総合対策

「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成20年8月29日）において『安心実現のための緊急総合対策』（以下「緊急総合対策」という）として、「国民生活や地域経済を支援する観点からの高速道路料金の効果的な引下げ」が決定した。これを踏まえて、平成20年10月14日より、以下の割引制度等が本格実施された（なお、一部の割引は本格実施までの間、社会実験として前倒しで実施されていた）。

- ・深夜割引の割引率拡充
 - －深夜割引の割引率を約50%に引上げ
- ・平日夜間割引
 - －平日の22時～24時の間に料金所をETC走行すると、車種・利用回数の制限なしに約30%割引

・休日昼間割引

- －対象車種は軽自動車等または普通車で、休日の9時～17時の間に料金所をETC走行すると100km以内2回限定で約50%割引、ただし東京・大阪近郊区間と一部の一般有料道路は対象外

緊急総合対策による割引は、当初は平成21年9月末までの1年間の実施予定であったが、「高速道路の有効活用・機能強化を図るため約10年間の取組み」において、利便増進事業として2.5兆円の予算が組まれ、実施期間を約10年間に延長して平成30年3月末まで実施することとなった。しかし、その後の財源の前倒し使用により期間が短縮され、平成26年3月末までで終了した。

④生活対策

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成20年10月30日）において『生活対策』に盛り込まれた高速道路料金の大幅値下げに基づき、利便増進事業として5,000億円の予算枠が設けられ、「『生活対策』として平成22年度までの取組み」として以下の割引制度等が導入された。

・休日特別割引

- －地方部区間の高速道路等で、軽自動車等及び普通車を対象に、休日（土日祝日）の全時間帯でETC走行した場合に約50%割引、さらに上料金を1,000円とする割引制度で、平成21年3月28日から実施（東京湾アクアラインのみ3月20日より先行実施）
- －東京・大阪近郊区間の高速道路等で、軽自動車等及び普通車を対象に、休日（土日祝日）の6時～22時の時間帯にETC走行した場合は約30%割引、22時～6時の時間帯の場合は約50%割引

・平日昼間割引

- －車種・利用回数の制限はなく、平日の6時～20時の間に料金所をETC走行すると地方部区間の100km分までの料金に対して約30%割引、ただし東京・大阪近郊区間と一部の一般有料道路は対象外

・平日夜間割引の時間帯拡大

- －平日の4時から6時または20時～24時に対象となる高速道路をETC走行すると約30%割引、東京・大阪近郊区間も対象で、距離制限なし

「生活対策」による割引は、当初は平成23年3月31日までの約2年間の限定措置であったが、計画変更により「緊急総合対策」の予算を前倒し使用することで平成26年3月末まで継続されることとなった。しかし、東日本大震災の復旧に財源が転用されることとなったため、さらに計画が変更され、平成23年6月19日限りで休日特別割引の地方部区間の上料金を1,000円については終了した。

5章 開発の歩みと普及への取組み

5) 首都高速のETC夜間割引社会実験と曜日別時間帯別割引

ETC夜間割引は、交通量に比較的余裕のある夜間の料金を割引くことで、一般道路から首都高速道路への交通の転換を図り、一般道路の沿線環境の改善、渋滞対策等の効果等を調査することを目的とした社会実験で、以下の期間に実施された。

- ・平成15年度：平成15年11月28日～平成16年3月31日
- ・平成16年度：平成16年4月27日～平成17年3月31日
- ・平成17年度：平成17年4月1日～平成17年9月30日

実験の結果、夜間のETC利用車両の大幅増加、一般道路から首都高速道路への交通転換、沿道の渋滞緩和・環境改善等の効果が確認できた。平成17年10月1日からは「曜日別時間帯別割引」として、平日のオフピーク時や夜間及び休日（日曜日と祝日）の通行料金の割引制度が導入された。

なお、平日昼間割引（ピーク時3%、オフピーク時10%^{*1}）は平成22年3月31日に終了し、平日夜間割引及び日曜祝日割引は平成23年12月31日限りで廃止となった。

- ※1 首都高速の場合は、平日（月～土）のピーク（6時～11時前、15時～18時前）、オフピーク（11時～15時前、18時～22時前）

6) 阪神高速のETC普及促進割引と平日時間帯／土曜・休日割引

阪神高速では、ETCのより一層の普及促進を図るため、平成16年11月24日から平成17年9月30日までの間、ETC車を対象に通行料金を一律5%割引く「期間限定ETC普及促進割引」を実施した。

また、平成17年10月1日からは、平日時間帯及び土曜・日曜・祝日に限って通行料金を割引く、「平日時間帯／土曜・休日割引」が導入された^{*2}。

なお、平日昼間帯割引（ピーク時3%、オフピーク時10%^{*3}）は平成22年3月31日に終了し、平日夜間帯（22時～6時）割引及び土曜・休日割引は平成23年12月31日にて終了した。

- ※2 7) に記す距離別割引社会実験の実施期間中は除くが、平日昼間帯割引（ピーク時3%）についてはこれに限らない

- ※3 阪神西線の一部期間・一部時間帯においては5%

7) 都市高速道路の距離別割引社会実験

距離別割引は、対距離料金制への移行を視野に、出口ETC（フリーフローアンテナ）を活用して利用区間を確認し、利用距離に応じた割引を適用することで、高速道路や一般道路の利用状況に及ぼす影響や距離別料金に対する意見を把握す

ることを目的に、首都高速及び阪神高速において実施された社会実験である。

首都高速では、平成18年12月3日より東京線（100円引）、神奈川線（50円引）及び埼玉線で「距離別料金社会実験」が開始した。また、平成19年8月19日より「日曜・祝日距離別割引社会実験」として、日祝を対象に東京線及び神奈川線でも距離に応じて1～3割の割引が適用され、同年11月1日からは平日のオフピーク時及び夜間にも適用が拡大された。

なお、平日の距離別割引社会実験は平成20年1月31日まで、日祝については同年5月6日にて終了した。

阪神高速においては、東線及び南線では平成18年12月2日より、西線では平成19年6月24日より、土曜・日曜・祝日を対象とした距離別割引社会実験を開始し、平成21年3月22日まで実施した。また、平日のオフピーク時間を対象とした距離別割引社会実験も平成19年10月1日～平成19年12月28日まで実施された^{※4}。

※4 いずれの場合においても特定料金区間を除く

8) 本四高速の時間帯割引

本四高速では「休日終日割引」「休日深夜割引」「平日昼間割引」「平日通勤割引」「平日深夜割引」及び「平日夜間割引」を平成26年3月31日まで実施した。これらの時間帯割引は、すべて利便増進事業の枠組みとして実施された。

9) 都市高速の時間帯割引

首都高速では「平日夜割」「日祝割」、また阪神高速では「平日時間帯割引」「土曜・休日割引」といった時間帯割引が実施されたが、平成24年1月の対距離料金制移行に伴い、阪神高速道路の一部の区間を除き、首都高速及び阪神高速の時間帯割引制度は廃止された。

その他の都市高速道路で実施された主な時間帯割引は以下である。

- ・名古屋高速道路：ETC平日昼間時間帯割引

10) 特定区間割引

特定区間割引には、有料道路事業者が独自に実施しているものに加え、利便増進事業による割引や社会実験が実施された。

実施された主な特定区間割引は以下である。

- ・東京湾アクアライン

東京湾アクアラインでは、通行料金の約23%割引が、平成14年7月19日からは社会実験として、平成18年4月1日～平成26年3月末までは有料道路事業者独自の割引として実施された。

5章 開発の歩みと普及への取組み

その間もETC車を対象にした社会実験が相次いで実施され、平成19年8月20日から通勤割引、同年9月25日からは特定区間割引が実施された。また、平成21年3月20日からは休日特別割引の上限料金1,000円が先行実施された。現在は、国と千葉県が必要費用を負担し、平成21年8月1日より通行料金を終日800円（普通車）へ引下げ、令和7年度末まで継続することとなった。

（2章2-6（3）-1）①の「ETCアクアライン割引」がこれに該当）。

・名古屋高速

名古屋高速では、料金の変化にともなう利用者の行動変化（利用交通量）を把握するために、平成26年7月1日～平成27年6月30日まで「ETC特定区間割引」として、新たに特定区間を設け、入口・出口ともその区間内の利用者に対し、100円（普通車）の割引を行う社会実験を実施した。

5-3 車載器に関する助成等

(1) 車載器の助成制度

ETCの早期普及を図り、ETC利用率の向上による料金所渋滞の緩和、料金所周辺の環境改善等を目的に、国土交通省及び有料道路事業者等による様々な車載器の助成キャンペーンが実施された。また国や有料道路事業者以外にも、クレジットカード会社等が独自に実施した車載器助成キャンペーンも存在する。

実施された主な車載器の助成キャンペーンは以下のとおりである。

1) ETCモニター・リース等支援制度

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団により、主に有料道路の多頻度利用者に対するETCの普及促進を目的に実施された。新たにETC車載器を購入・セットアップし、申込時及び事後のモニターアンケートへ協力できる者が対象。ETC車載器購入時に1台当たり5,000円（税別）が助成された。

[単位：台]

実施内容	実施期間	一般車	業務用車	計
開始当初	H15.6.18～H15.10.31	123,563	81,225	204,788
業務用車適用範囲拡大	H15.11.1～H16.2.1	-	123,306	123,306
おおむね15万台分の対象拡大	H16.2.2～H16.2.29	122,920	29,894	152,814
計		246,483	234,425	480,908

2) ETCらくらく導入キャンペーン（ETC車載器リース制度）

ETC利用開始時における初期費用を低減し、ETCへの利用転換を促進するため、国土交通省及び有料道路事業者において実施したキャンペーン。新たにETC車載器のセットアップを行い、リース、割賦販売またはクレジット販売契約で2年間以上の期間かつ2回以上の支払い回数で契約し、指定のアンケートに協力できる者が対象。

四輪車向けは「四輪車ETCらくらく導入キャンペーン」と銘打って実施され、ETC車載器購入費、取付費等のリース等料金総額から5,250円（税込）が助成された。

5章 開発の歩みと普及への取組み

(四輪車ETCらくらく導入キャンペーン)

実施年度	実施主体	実施期間	助成台数
平成17年度	国土交通省	H17.4.28～H18.1.31	約29万台
平成18年度	国土交通省	H18.4.8～H19.1.31	約43万台
平成19年度	国土交通省	H19.4.1～H20.3.31	約74万台
	NEXCO3社+ 首都高速・阪神高速		約27万台
平成20年度	高速道路会社6社	H20.4.1～H20.6.5	約20万台

また、二輪車についても同様に「二輪車ETCらくらく導入キャンペーン」として、二輪車ETC車載器購入費、取付け費等のリース等料金総額から1台当たり1万5,750円（税込）が助成された。

(二輪車ETCらくらく導入キャンペーン)

実施年度	実施主体	実施期間	助成台数
平成18年度	国土交通省	H18.11.1～H19.1.31	約0.1万台
平成19年度	国土交通省	H19.4.1～H20.3.31	約3万台
平成20年度	高速道路会社6社	H20.4.1～H20.10.14	約2.5万台

3) ETC車載器新規導入助成

財団法人高速道路交流推進財団により、平成21年3月12日より「ETC車載器新規導入助成」が実施された。四輪車1台当たり5,250円（税込）、二輪車は1万5,750円（税込）が助成された。四輪車は115万台に達した平成21年4月28日をもって終了した。二輪車も同年7月9日に5万台に達し終了した。

4) ETC2.0車載器アンケートモニター募集キャンペーン

一般財団法人 道路交通情報通信システムセンター（VICSセンター）により、平成23年度～平成30年度まで延べ6回、アンケートモニター募集キャンペーンが実施された。

本キャンペーンは、新たにETC2.0車載器を購入・セットアップし、ETC2.0(ITSスポット) モニターアンケートへ協力できる者が対象で、アンケート協力金として助成金が支払われた。助成金額、モニターアンケートへの回答必要回数及びキャンペーン実施対象地域は、各実施年度により変更された。

実施年度	実施主体	実施期間	助成内容
平成23年度	VICSセンター	H23.12.1～H24.2.29	20,000円/台
平成25年度	VICSセンター	H25.8.21～H25.10.10	20,000円/台
平成26年度	VICSセンター	H27.1.10～H27.3.31	5,000円/台
平成27年度	VICSセンター	H28.1.1～H28.2.29	20,000円/台
平成29年度	VICSセンター	H29.12.1～H30.1.31	10,000円/台
平成30年度	VICSセンター	H31.1.11～R元.5.31	10,000円/台

5) 平成25年度走行経路確認社会実験モニター募集

国土交通省は、今後、道路ネットワークを有効に活用するため、高速道路の経路別に料金を設定し、渋滞を避けるルートへの迂回を促す等、交通流動の効率性が最大限発揮される運用に関する道路施策を実現するために、車両の通行経路を確認する必要があることから、ITSスポットで把握する自動車の位置情報を用いて、通行した道路が判別できるかどうかの確認を社会実験により実施することとした。そのため国土交通省は、この社会実験に参加するモニター募集を実施した。

モニター募集は、本社会実験に協力いただける方がモニター申込の後ITSスポット対応車載器を新規購入し、セットアップを行った場合に、1台当たり20,000円が社会実験のモニターに対する謝礼として助成された。

実施年度	実施主体	実施期間	助成台数
平成25年度	国土交通省	H25.11.1～H26.2.25	16,128台

6) ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン

名称	実施者	期間	助成内容
NEXCO二輪車ETC車載器購入助成キャンペーン	NEXCO3社	(第1弾) H26.8.1～ H27.1.30	先着5万台 マイレージ還元額（無料通行分）15,000円/台
		(第2弾) H28.4.26～H28. 8.31（台数到達）	先着5万台 助成金額 15,000円/台

5章 開発の歩みと普及への取組み

名称	実施者	期間	助成内容
NEXCO ETC2.0 車載器購入助成キャン ペーン	NEXCO3社	(ETCコーポレー トカード利用者) H27.12.18～ H29.3.31	先着 45万台 助成金額 10,000円/台
		(上記以外) H28.7.1～ H28.12.27 (台数到達)	先着 5万台 助成金額 10,000円/台
首都圏ETCキャン ペーン ETC2.0車 載器導入助成	首都高速、 NEXCO東日 本、NEXCO中 日本	H28.3.10～ H28.6.30 その後 H29.9.30まで延長	先着 5万台 助成金額 10,000円/台 (ETC2.0車 載器購入費用のみ)
近畿圏ETCキャン ペーン ETC2.0車 載器導入助成 (四輪 車・二輪車対象)	阪神高速、 NEXCO西日本	H29.4.27～ H29.7.31その後 H30.5.31まで延長	先着 5万台 助成金額 10,000円/台 (ETC2.0車 載器購入費用のみ)
そのまに！ETC2.0	首都高速	H29.19.7～ H30.3.18の土日祝 日 (一部除外日あ り)	特設会場にてETCを新 規設置する車両限定で、 ETC2.0車載器を特別価格 10,000円/台にて取付
さそっておトク！ ETC2.0	首都高速	H29.10.20～ H29.12.24	ETC未設置の友人知人 等を紹介する。特設ホー ムページからの申込で ETC2.0車載器が5,000円 割引となり、紹介者にも 2,000円相当の商品券がプ レゼントされる。ただし、 新規設置する本人からの 申込みは不可。首都高メー ルマガジン会員限定
NEXCO東日本 ETC2.0購入サポ ートキャンペーン	NEXCO東日本	H30.4.1～ H30.6.30終了 (台 数到達)	先着 5,000台 助成金額 10,000円/台
平成30年度 首都高 ・阪神高速・名古屋 高速 二輪車ETC キャンペーン	首都高速、阪神 高速、名古屋高 速	H30.11.30～ H31.3.31 ※首都高分は、 H31.1.14にて終了 (台数到達)	有料道路事業者ごとに、 先着各 5,000台 助成金 額 10,000円/台

5章 開発の歩みと普及への取組み

名称	実施者	期間	助成内容
NEXCO 二輪車 ETC/ETC2.0車載 器購入助成キャン ペーン2019	NEXCO3社	H31.4.1～R 元.7.31	先着 35,000台 助成金額 10,000円/台
はじめトク？ ETC助成金キャン ペーン	首都高速	R元.10.1～ R2.3.31	先着 10万台 助成金額 10,000円/台ETCまた はETC2.0の車載器価格 (セットアップ費用含む) から助成金額を割引
もらっとク？ いまだけQUOカー ド付キャンペーン	首都高速	第1弾 R 元.10.1～R 元.12.31 第2弾 R2.1.1～ R2.3.31	QUOカード5,000円分 (ETC) または10,000円分 (ETC2.0) をプレゼント
つけトク？そのま に！ETC2.0キャン ペーン	首都高速	R2.2.1～R2.4.29 の土日祝日	ETCを新規に設置される方 限定で、ETC2.0車載器の 購入・取付・セットアップ すべて込みで、キャンペ ーン特別価格5,000円(税込) /台でETC2.0を設置でき る
中京圏ETC/ ETC2.0車載器購入 助成キャンペーン	NEXCO中日 本、名古屋高速	R3.4.1～ R3.12.26	対象台数 5万台 助成金 額 車載器購入費用を最大 10,000円助成
はじめトク？ETC 助成金キャンペーン 2021	首都高速	R3.5.20～ R3.9.30	対象台数 3万台 助成金 額 10,000円/台
ETC/ETC2.0 車載 器購入助成キャン ペーン 2022	NEXCO3社、 首都高速、阪神 高速、本四高速	R4.1.27～ R4.6.30	対象台数 24万台 助成 金額 最大10,000円/台 (ETCまたはETC2.0車載 器本体の購入費用に限る)
沖縄県ETC車載器 購入助成キャンペ ーン2022	NEXCO西日本	R4.8.1～ R4.11.30	対象台数 1.7万台 助成金額 最大10,000円/台
沖縄限定！ETC車 載器購入助成キャン ペーン2023	NEXCO西日本	R5.8.1～R6.3.31 (延長R6.4.19まで)	対象台数 2万台 助成金額 最大10,000円/台

5章 開発の歩みと普及への取組み

名称	実施者	期間	助成内容
関西・中国・四国・九州エリアETC車載器購入助成キャンペーン2023	NEXCO西日本、阪神高速、本四高速	R5.4.3～R5.6.2	対象台数 5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)
南関東・甲信・東海・北陸エリア ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2023	NEXCO中日本	R5.7.24～ R5.9.30 その後R5.10.31まで延長	対象台数 5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)
NEXCO東日本管内ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2023	NEXCO東日本	R5.10.27～ R5.12.28	対象台数 2.5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)
大阪・兵庫エリアETC車載器購入助成キャンペーン2023	阪神高速	R5.11.13～ R6.1.31	対象台数 1.5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)
関西・中国・四国・九州エリアETC車載器購入助成キャンペーン2024	NEXCO西日本、本四高速	R6.7.22～ R6.9.30	対象台数 5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)
南関東・甲信・東海・北陸エリア ETC/ETC2.0車載器購入助成キャンペーン2024	NEXCO中日本	R6.8.9～ R6.10.31	対象台数 5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)

NEXCO東日本管内 車載器購入助成キャンペーン2024

目的・主旨	ETCの普及促進
実施者	NEXCO東日本
期間	R6.8.9～R6.10.31
助成対象エリア	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

対 象 ※1	キャンペーン期間中に助成対象エリアの対象店舗にて、ETC/ETC2.0車載器が未搭載の四輪車・二輪車に対して、新セキュリティ対応のETC/ETC2.0車載器を新規に購入し、セットアップ・取付を行った方。四輪車の新車購入時は対象外（四輪車は車検証の初度登録年月から4カ月以上経過している車両が対象、二輪車の場合は新車も対象）
助成内容※2	対象台数 5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)

大阪・兵庫エリア ETC車載器購入助成キャンペーン2024

目的・主旨	ETCの更なる普及促進
実 施 者	阪神高速
期 間	R6.11.11～R7.3.31
助 成 対 象 エ リ ア	大阪府、兵庫県
対 象	キャンペーン期間中に助成対象エリアの対象店舗にて、ETC/ETC2.0車載器が未搭載の四輪車・二輪車に対して、新セキュリティ対応のETC/ETC2.0車載器を新規に購入し、セットアップ・取付を行った方。四輪車の新車購入時は対象外（四輪車は車検証の初度登録年月から6カ月以上経過している車両が対象、二輪車の場合は新車も対象）
助 成 内 容	対象台数 1.5万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)

福岡県限定！ ETC車載器購入助成キャンペーン

目的・主旨	ETCの更なる普及促進
実 施 者	福岡北九州高速
期 間	R7.2.1～R7.3.31
助 成 対 象 エ リ ア	福岡県

5章 開発の歩みと普及への取組み

対 象	キャンペーン期間中に助成対象エリアの対象店舗にて、ETC/ETC2.0車載器が未搭載の四輪車・二輪車に対して、新セキュリティ対応のETC/ETC2.0車載器を新規に購入し、セットアップ・取付を行った方。四輪車の新車購入時は対象外（四輪車は車検証の初度登録年月から3カ月以上経過している車両が対象、二輪車の場合は新車も対象）
助成内容	対象台数 1万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)

首都高ETC/ETC2.0 車載器購入助成キャンペーン2025

目的・主旨	ETCの更なる普及促進
実施者	首都高
期 間	R7.5.26～R7.8.15まで
助成対象 エ リ ア	東京都、神奈川県、埼玉県
対 象	※1と同一
助成内容	対象台数 2万台 助成金額：最大10,000円／台 (車載器本体・セットアップ・取付費用を助成)

NEXCO東日本管内 車載器購入助成キャンペーン2025

目的・主旨	ETCの更なる普及促進
実施者	NEXCO東日本
期 間	R7.8.18～R7.11.28まで実施 (※期間中に助成台数に到達した時点で終了)
助成対象 エ リ ア	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
対 象	※1と同一
助成内容	※2と同一

甲信・東海・北陸エリアETC車載器購入助成キャンペーン2025

目的・主旨	ETCの更なる普及促進
実施者	NEXCO中日本
期間	R7.8.18～R7.11.28まで実施 (※期間中に助成台数に到達した時点で終了)
助成対象エリア	山梨県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県
対象	※1と同一
助成内容	※2と同一

関西・中国・四国・九州エリアETC車載器購入助成キャンペーン2025

目的・主旨	ETCの更なる普及促進
実施者	NEXCO西日本
期間	R7.8.18～R7.11.28まで実施 (※期間中に助成台数に到達した時点で終了)
助成対象エリア	関西（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、 中国（岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県）、 四国（香川県・徳島県・高知県・愛媛県）、 九州（福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・ 沖縄県）
対象	※1と同一
助成内容	※2と同一

(2) ETC2.0再セットアップサポートキャンペーン

ITS-TEAは、平成27年6月30日以前にセットアップしたDSRC車載器（ITSスポット対応車載器含む）を対象に、ETC2.0車載器搭載車と同様のサービスが利用できるようにするETC2.0再セットアップキャンペーンを実施した。キャンペーンでは再セットアップ料金に相当する最大2,700円の助成が受けられた。

	実施期間	助成対象	助成内容
第1弾	平成27年10月29日～平成28年3月31日まで	先着10万名	最大2,700円/台 (税込)
第2弾	平成28年 4月 1日～平成29年3月31日まで	先着5万名	
第3弾	平成29年 4月 1日～平成29年9月30日まで	制限なし	

5-4 ETC 及び ETC2.0 の普及促進に向けた 各種料金の引下げ

ITS-TEAはETC及びETC2.0の普及促進のため、ETC及びETC2.0のセットアップ情報発行料、ETCカード用鍵、車SAM用鍵の使用料引下げを実施している。

(1) セットアップ情報発行料の引下げ

ITS-TEAは平成16年度より、ETCの普及促進を目的として、セットアップ情報発行料^{*}の引下げを実施している。

※ETCセットアップ情報発行料（識別処理情報発行料）とは、ETC車載器のセットアップを行うにあたりITS-TEAがセットアップ用の識別処理情報を生成・発行するために必要なコンピューター処理費や通信費等の費用である。

また、平成27年7月1日より、ETC2.0車載器の経路把握に対応したセットアップが開始されたことに合わせ、ETC2.0車載器の普及促進を目的としたETC2.0車載器のセットアップ情報発行料の引下げを実施している。

(2) 各種鍵使用料の引下げ

ITS-TEAは平成17年度より、ETCカード用鍵及び車SAM用鍵に係る鍵使用料、並びにETC路側機用鍵使用料の引下げを実施している。

5-5 広報活動

(1) 広報活動の内容

ITS-TEAは、有料道路事業者等と連携し、各種媒体による広報活動を通じてETCの普及促進活動を行ってきた。

広報活動の内容は、導入当初はETCの利用方法やETC利用可能エリアの拡大等が主であったが、ETCが広く普及するに従い、各種割引制度の紹介、安全走行の啓発、不正利用への警告、再セットアップの必要性啓発等に広がり、最近ではETC2.0やETC専用化の紹介、セキュリティ規格変更の広報等多岐にわたっている。

1) ETC/ETC2.0普及促進イベントの実施

DSRC運用連絡会議・普及分科会が主催者となりETC2.0で圏央道が約2割引となることを訴求するイベントを平成28年12月及び平成29年4月に圏央道沿線の大型商業施設4カ所で開催した。

また、セットアップ事業者・高速道路会社との協働で、大阪・泉大津パーキングエリア（平成29年11月）、愛知・刈谷ハイウェイオアシス（平成30年3月）にて、「ETC2.0普及・利用促進イベント」を開催した。

平成29年以降はETC運用連絡会議・普及分科会及びDSRC運用連絡会議・普及分科会が協力して、NEXCO東日本・東北支社主催の「ハイウェイフェスタとうほく」へ出展し、ETC2.0及びセキュリティ規格変更等の広報活動を実施した。令和4年及び令和5年の同イベントでは、令和4年3月以降本格的に導入が開始された、ETC専用料金所の紹介も併せて行った。

(2) ETC総合情報ポータルサイト

ITS-TEAは、各有料道路事業者及び関係各所の協力を得て、平成16年4月16日より、ETC利用者がETCに関する正しい情報を一元的にわかりやすく入手できる窓口（ポータルサイト）として、ETC総合情報ポータルサイトを開設した。

本サイトに掲載されている主なコンテンツ

- ・初めてETCを使用する場合に必要なもの、手続き等
- ・ETCの利用方法
- ・二輪車ETCの注意点

- ・ ETC2.0の紹介
- ・ 再セットアップが必要な場合
- ・ 全国のスマートインターチェンジ紹介
- ・ ETC2.0限定 道の駅への一時退出社会実験実施箇所紹介
- ・ セットアップ店検索
- ・ よくある質問と説明 他

(3) ETCに関する広報配布物

ITS-TEAがこれまでに制作・配布した主な広報配布物は以下のとおり。

1) ETCガイドブック

ETC利用者の利便性向上のため、主要な有料道路事業者のETC料金割引制度、ETCマイレージサービス及び利用照会サービス等を説明する「ETCガイドブック」を作成し、セットアップ店等を通じて利用者に配布している。最近では、ETC専用化やセキュリティ規格変更の広報も掲載している。

電子版（PDF）をETC総合情報ポータルサイトに掲載し、利用者による最新版の閲覧・ダウンロードが可能となっている。



ETCガイドブック

<https://www.go-etc.jp/deal/guidebook.html>

5章 開発の歩みと普及への取組み

2) ETC2.0お役立ちハンドブック

便利にETC2.0を活用してもらうための広報ツールとして、「ETC2.0お役立ちハンドブック」を制作し、セットアップ店等を通じて配布している。本ハンドブックはETC2.0の基本情報から、各種サービスの最新情報等を入手可能となっている。また、本ハンドブックもETCガイドブックと同様に電子版（PDF）をETC総合情報ポータルサイトに掲載している。



ETC2.0お役立ちハンドブック

https://www.go-etc.jp/deal/pdf/etc_handbook.pdf

5-6 お問い合わせ対応

(1) 「ETCお問い合わせ窓口」設置の経緯

有料道路事業者、車載器メーカー、クレジットカード会社、自動車メーカー等、各ETC関連の事業者はそれぞれのお客様への問い合わせ窓口を設置している。しかしETCには通行料金、ETC/ETC2.0車載器、ETCカード等多くの事項があり、利用者の疑問も多岐にわたり個々の問い合わせ先がわからないとの声もあった。そこで、ITS-TEAでは平成17年3月1日に「ETCお問い合わせ窓口」の運営を開始し、利用者への総合的な一次対応を行っている。

一般利用者からのETCに関する照会の種類と担当窓口

ETCに関連する照会の種類	担当窓口
通行料金、利用証明等	有料道路事業者各社
請求有無、請求内容、カード発行手続き等	クレジットカード各社
新セキュリティ規格	国土交通省 有料道路事業者各社
割引等ETCサービス内容	有料道路事業者各社
ETCマイレージサービス	ETCマイレージサービス事務局
ETCパーソナルカード	ETCパーソナルカード事務局
ETC利用照会サービス	ETC利用照会サービス事務局
セットアップ	セットアップ店 ETCお問い合わせ窓口（ITS-TEA）
ETC車載器、ETC2.0車載器	車載器メーカー各社
旧スプリアス規格	総務省（車載器の対応状況については車載器メーカー各社）

※お問い合わせ窓口一覧については参考資料-10を参照

(2) 「ETCお問い合わせ窓口」の対応

1) 問合せ件数と内容の推移

ETCの普及が急速に進んだ平成17年度頃は年間4万件以上の問合せがあったが、最近では年間6,000～10,000件前後で推移している。

問合せ内容

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
セットアップ	3,940	4,156	7,640	9,529	8,401	3,920	3,611	3,897	4,116
ETC割引	28,128	21,155	14,378	11,034	6,438	2,605	1,926	1,614	1,451
ETC一般	8,772	8,781	5,493	4,711	3,722	2,288	2,359	2,927	2,054
ETCカード	4,129	4,291	4,767	4,406	3,101	1,598	1,359	1,459	1,018
車載器	864	263	278	950	509	355	309	317	272
その他	658	571	291	325	629	266	267	232	227
ITS-TEA	549	572	860	928	605	239	236	221	206
ETC利用促進		1,724	1,997	3,854	1,131	122	128	70	94
合計	47,040	41,513	35,704	35,737	24,536	11,393	10,195	10,737	9,438

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,898	2,316	2,709	1,913	1,730	1,691	1,432	2,336	2,292	2,280	2,382
3,350	883	722	808	866	905	777	1,076	2,388	3,366	2,241
2,250	1,920	2,517	1,690	1,570	2,028	1,918	1,912	1,389	1,217	1,059
1,103	1,011	917	783	939	1,131	964	1,097	1,410	1,579	2,100
264	574	816	425	473	455	403	693	1,293	602	568
235	223	144	71	101	330	278	1,040	1,073	1,492	411
173	141	131	66	28	71	61	105	65	39	25
189	59	211	169	223	55	50	128	292	252	420
11,462	7,127	8,167	5,925	5,930	6,666	5,883	8,387	10,202	10,827	9,206

※平成28年度～令和2年度までは、1受信で複数の問合せ内容があった場合、代表的な項目でカウントしている。

2) 主な問合せ内容

問合せ内容の比率を見ると、平成17～20年度の4年間は「ETC割引」に関する内容が最も多かったのに対し、平成21年度以降では、「セットアップ」が最も多くなり、ETCを取り巻く状況に応じて問合せ内容も変化している。

この数年は「セキュリティ規格の変更」、「スプリアス規格の変更」の問合せに加えて、「ETC利用照会サービス等を騙るフィッシングメール」に関する問合せが多数となっており、注意を呼び掛けている。

ETCに関する一般的なQ&Aについては、以下のホームページを参照。

(ETC総合情報ポータルサイト「よくある質問」)

<https://www.go-etc.jp/faq/index.html>

5-7 その他利便性向上

(1) ETCの利用履歴の確認方法

ETCの利用履歴は、クレジットカード会社等より送付される明細請求書等で通行履歴及び料金を確認できるが、個別の領収書は発行されない。

有料道路事業者発行の利用証明書が必要な場合は、有人対応料金所ブースで一旦停止し、ETCカードを収受員に渡すと利用証明書を受領できる。

また、高速道路会社は、個別の利用明細が必要との利用者の要望に応えるため、ETCカード内に記録されている利用履歴の印刷が可能な「ETC利用履歴発行プリンター」をSA・PA等に設置している。

なお、高速道路会社が提供する「ETC利用照会サービス」を利用すると、ETC無線走行の有無にかかわらず、ETCカードにて支払いを行った高速道路利用料金の利用証明書の発行や利用明細の出力を、インターネット上で行うことができる。

1) ETC利用照会サービスの利用

平成16年4月25日より非登録型の「ETC利用照会サービス」が開始され、ETCで無線走行した時の利用証明書をインターネットのサービス画面上で確認し、プリンターでの印刷が可能となった（平成28年6月30日に終了）。

平成24年1月24日からは登録型のETC利用照会サービス（ETCクレジットカード及びETCパーソナルカードが対象）が新たに開始された。このサービスは、ETCカード番号、車載器管理番号、車両番号（下4桁）及び過去のETC利用年月日等を登録することで利用可能となり、平成28年1月21日からは、ETCコーポレートカードの登録も可能となった。

ETC利用照会サービスでは、令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）へのETCクレジットカード利用分の対応を行っている。利用金額が確定した時点で確定マークが表示され、インボイス要件を満たした利用証明書が発行可能となる（利用金額確定前は、インボイス未対応の利用証明書の発行となる）。

なお、ETCパーソナルカードは郵送またはWebにて発行される「ご利用料金のお知らせ」「ご利用料金内訳」を、ETCコーポレートカードは郵送で発行される「ETCコーポレートカード後納料金等請求書」等を適格請求書としている。

5章 開発の歩みと普及への取組み

	平成														令和						
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	～
非登録型																					
(登録型) ETCクレジットカード																					
(登録型) ETCパーソナルカード																					
(登録型) ETCコーポレートカード																					

ETC利用照会サービスの推移

主な特長は以下のとおりである。

- ①過去15カ月の利用明細、利用証明書の確認が可能（ETCコーポレートカードは過去62日間）
- ②ETC無線走行、ETC非無線走行（ETCカード手渡し精算）ともに照会可能
- ③月別合計額の表示が可能
- ④利用明細をPDFファイルまたはCSVファイルでダウンロード可能
- ⑤登録した車両以外で高速道路を利用した場合でも、登録したETCカードを利用した場合は照会可能
- ⑥1つのユーザーIDにカード10枚まで登録可能（ETCコーポレートカードは1つのユーザーIDに1,000枚まで登録可能）

ETC利用照会サービスの詳細については、以下のホームページを参照。

（ETC利用照会サービス）

<https://www.etc-meisai.jp/>

これに加えて、阪神高速では令和7年4月15日より「阪神高速ETC利用履歴提供サービス」を開始。本サービスはあらかじめETCカード番号・車載器管理番号等を登録の上、阪神高速道路をETC走行した際、約30分を目安に利用履歴を提供するサービスである。利用者は阪神高速のLINE公式アカウントまたはメールによる通知により、利用履歴を確認することができる。

(2) WebでのETC課金訂正

首都高速及び阪神高速では、ETCカードでの通行料金の訂正や削除等について、インターネット上で以下の手続きが可能なサービスを提供している。

WebでのETC課金訂正の詳細については、以下のホームページを参照。

首都高速 https://krs.bz/shutokoweb/m/etc_kakin

阪神高速 <https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/mibaraitsukou/oshiharai.html>

(3) ガソリンスタンド空白区間の解消の取組み

NEXCO西日本は、高速道路上での燃料切れ防止を目的とした高速道路外ガソリンスタンドサービス社会実験をETC車限定で、平成27年4月20日から中国自動車道吉和ICと六日市ICで実施した（平成30年3月に終了）。この社会実験では、対象ICから流出し、周辺にある指定のガソリンスタンドで給油を行い、流出ICと同一のICから1時間以内に再度流入して高速道路を走行した場合、本来目的としたICまで流出せずに走行した場合と同一通行料金とした。

そして、平成28年4月に国土交通省及びNEXCO3社は、高速道路上で150km超のガソリンスタンド（GS）空白区間における路外給油サービスを実施することを発表した。ETC車限定（一部ICを除く）で、現在4カ所のICで実施している。

路外給油サービス実施箇所

高速道路会社	路線名	IC名	実施期間
NEXCO西日本	中国自動車道	吉和IC	平成27年4月～ 平成30年3月
NEXCO西日本	中国自動車道	六日市IC	
NEXCO東日本	道東自動車道	十勝清水IC ^{※1}	平成28年4月～
NEXCO東日本	磐越自動車道	新津IC	平成28年7月～
NEXCO中日本	東海北陸自動車道	福光IC	
NEXCO東日本	東北自動車道	十和田IC ^{※2}	平成29年4月～

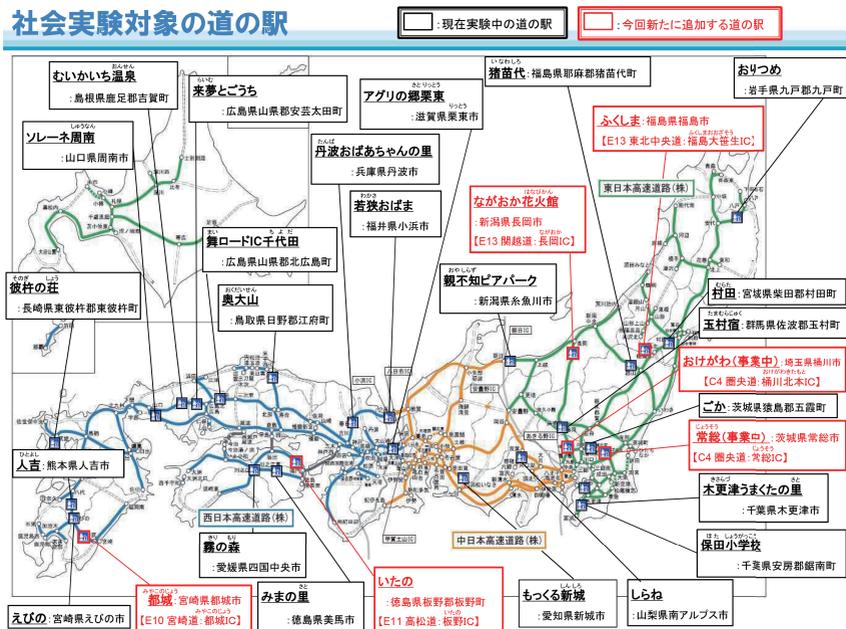
※1：給油のため一時退出した場合にも、料金が変わらない旨を周知（非ETC車も可）

※2：下りのみ

(4) 高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験（一時退出）

国土交通省は、休憩施設の不足に対応し、良好な運転環境を実現するため、平成29年5月からETC2.0車載器搭載車を対象に高速道路を流出して道の駅に立ち寄り後、1時間以内に再流入した場合、降りずに利用した料金のままとする「賢い料金」の社会実験を「玉村宿」「もっくる新城」「ソレーネ周南」の3カ所の道の駅にて開始した。その後実験箇所を順次拡大し、令和2年3月より一時退出可能時間を1時間から3時間へ引上げ実験を行った。令和4年4月には実験中の道の駅23カ所に加え、新たに6カ所を追加することが公表され、また同年7月1日からは一時退出可能時間が3時間から2時間に変更された。令和7年4月現在、28カ所の道の駅にて社会実験が行われている。

社会実験対象の道の駅



一時退出社会実験対象道の駅箇所

出所：国土交通省

■一時退出イメージ図



一時退出のイメージ

出所：国土交通省ホームページ 報道資料
(令和4.4.15 高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験について)

(5) 再入場割引

神戸市道路公社は、六甲北有料道路の利用者が「道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」をサービスエリアのように利用できるようにするため、ETCを使って大沢ICを出場し、120分以内に再入場すると立ち寄らずに通過した際と同じ通行料金となる社会実験を平成29年3月30日より開始し、令和3年4月1日から本格導入した。

5-8 ETC 関連商標

(1) ETC 商標

ETCの商標で、「ETC」の文字をデザイン化した。

ETC商標の基本色は紫色（DIC145）を使用し、ETCに係る表示等にも使用を勧め、ETC全体のイメージ統一の役割を担っている。



ETC商標

1) ETC 商標の商標登録

ITS-TEAは、ETC商標について特許庁へ登録商標の申請を行い、商標権を有している。

2) ETC ロゴマニュアル等

「ETCロゴ使用規程」や「ETCロゴマニュアル」等の関係書類を作成し、正しい使い方が徹底されている。

3) ETC 商標の使用

ETC商標の使用は、ITS-TEAへの申請と承認が必要で、その目的がETCの普及促進に役立ち、適正であると認められた場合に許可される。

なお、有料道路事業者やセットアップ事業者及び登録済のセットアップ店は、申請なしでETC商標を使用できる。

また、ETCカードには、ITS-TEAとカード発行会社で締結する「ETCカードに係る鍵発行に関する契約書」においてETC商標の使用が義務付けられており、ETC車載器には、ITS-TEAが定める「ETC車載器型式登録規程」において積極的にETC商標を使用することとされている。

(2) ETC2.0商標

ETC2.0の商標で、「ETC2.0」の文字をデザイン化した。

ETC2.0商標の基本色は紫色（DIC145）を使用し、ETC2.0に関係する表示等にも使用を勧め、ETC2.0全体のイメージ統一の役割を担っている。



ETC2.0商標

1) ETC2.0商標の商標登録

ITS-TEAは、ETC2.0商標について特許庁へ登録商標の申請を行い、商標権を有している。

2) ETC2.0ロゴマニュアル等

「ETC2.0ロゴ使用規程」や「ETC2.0ロゴマニュアル」等の関係書類を作成し、正しい使い方が徹底されている。

3) ETC2.0商標の使用

ETC2.0商標の使用は、ITS-TEAへの申請と承認が必要で、その目的がETC2.0の普及促進に資し、適正であると認められた場合に許可される。なお、国土交通省道路局、各地方整備局等の道路部局、有料道路事業者、DSRC運用連絡会議の正会員、セットアップ事業者及び登録済のセットアップ店は申請なしで、ETC2.0商標を使用することができる。

(3) DSRC 商標

DSRCの商標で、「DSRC」の文字をデザイン化した。

DSRC商標の基本色はフレッシュグリーン（DIC212）を使用し、DSRCに関する表示等にも使用を勧め、DSRC全体のイメージ統一の役割を担っている。



DSRC 商標

1) DSRC 商標の商標登録

DSRCの商標については、一般社団法人ITSサービス推進機構（ISPA）が平成20年12月30日に特許庁へ登録商標の申請を行い、商標権を得た。その後、平成26年9月1日にORSEとの合併によるITS-TEAの発足に伴い、現在、商標権はITS-TEAが保有している。